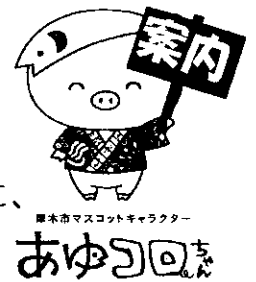


就学援助制度のお知らせ

厚木市教育委員会

厚木市では、お子さんが小・中学校で等しく勉学に励むことができるように、次の世帯に学用品費や学校給食費などの一部を援助しています。



1. 援助を受けられる世帯

厚木市立の小・中学校又は国立、県立中等教育学校（前期課程）に在籍するお子さんをお持ちで、前年の世帯の総収入額と生活保護法による保護の基準に基づき算定した最低生活費との比率が 1.5 倍以内である世帯。その他、保護者または、主たる生計維持者が失業、休業、死亡、長期療養、災害等により、収入額が著しく減少した場合で、本年の収入が生活保護法による保護の基準に基づき算定した最低生活費との比率の 1.5 倍以内になると認められる世帯。

※目安となる年間総収入額（生活保護法による保護の基準とは、平成 25 年 8 月 1 日改定前となります。）

世帯人数	世帯構成	目安となる年間総収入額
2人	父または母 28 歳、子 7 歳	3,090,000 円
3人	父または母 39 歳、子 14 歳、子 10 歳	4,100,000 円
3人	父 34 歳、母 32 歳、子 9 歳	父母で一方の収入 3,480,000 円 父母で両方の収入 3,810,000 円
4人	父または母 36 歳、子 14 歳、子 12 歳、子 8 歳	4,870,000 円
4人	父 37 歳、母 37 歳、子 13 歳、子 10 歳	父母で一方の収入 4,270,000 円 父母で両方の収入 4,600,000 円
5人	父 40 歳、母 38 歳、子 13 歳、子 11 歳、子 7 歳	父母で一方の収入 4,790,000 円 父母で両方の収入 5,130,000 円

※ 年間総収入額は、所得の種類（給与収入・事業所得等）や世帯構成・家賃の有無などにより異なりますので、あくまでも目安としてください。

※ 年間総収入額により審査しますが、年間総収入額とは、お子さんと同居している（生計を共にする）方全員の収入額の合計となります。

※ 同一家屋に住み、明らかに独立した生活を営んでいる場合（食費や光熱費等を別々にしているなど）以外は、生計を共にしているものとみなします。

2 申請方法

この申請は、平成 29 年度分（平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）です。

援助を希望される方は、学校から「就学援助受給申請書」兼「学校給食費減免申請書」を受け取り、必要事項を記入のうえ、学校へ提出してください。（国立、県立中等教育学校（前期課程）に在籍している場合は、教育委員会学務課での受付となります。）

※平成 29 年 1 月 1 日に、厚木市に住民登録がなかった方は、住民登録があった市区町村の「個人住民税課税証明書（平成 28 年収入分）」（原本）の提出が必要となります。

※審査結果については、7 月中旬までに通知いたします。なお、認定後、収入に大きな変化があった場合や世帯構成が変わった場合は、再度手続きが必要となる場合がありますので学務課まで連絡をお願いします。

3 援助の内容

※関係書類の未提出や途中認定の場合には支給されない項目があります。

- 学用品費 ○通学用品費 ○学校給食費（注1）
- 新入学学用品費（小学1年生、中学1年生のみ）（注2）
- 入学準備金（小学6年生のみ） ○修学旅行費（小学6年生、中学3年生のみ）
- 校外活動費 ○体育実技用具費（注3） ○通学費（注4） ○医療費（注5）
- 眼鏡作製費（年1回）（注6）
- 七沢自然ふれあいセンター活動費（食事代・シーツ等洗濯代）

（注1）学校給食費の減免期間は、就学援助の認定期間に準じます。認定期間外の学校給食費は請求対象となります。また、学校給食費減免決定に必要となるため、就学援助申請及び認定結果は、学校給食課に情報提供されます。

（注2）中学1年生の新入学学用品費は、入学準備金を前学年で受給している場合は、支給されません。他市で入学準備金にあたるものを受給している場合も同様となります。

（注3）体育の授業で使用するために購入する柔道着、剣道の竹刀（ツバ、ツバ止め、竹刀袋を含む。）が対象となります。

（注4）小規模特認校制度による就学者及び相談指導教室、適応指導ルームへの通級者で小学校4km以上、中学校6km以上の通学者が対象となります。ただし、特別支援学級在籍者及びことばの教室等通級者は通学距離を問いません。

（注5）学校の健康診断（4月～6月実施）で学校指定病と診断された場合、その治療に必要な費用を援助します。なお、子どもの医療費助成（医療証）等で受診した場合は、対象となりません。

（注6）眼鏡作製費の取扱いにつきましては、別紙「就学援助制度の眼鏡等作製費助成のお知らせ」をご覧ください。

※ 修学旅行費、医療費、七沢自然ふれあいセンター活動費は、生活保護受給者の方も対象となります。

***** 注 意 事 項 *****

※ **毎年申請が必要**なため、昨年度「認定」の方も新たに申請が必要となります。また、申請は小・中学校別々に在籍している場合は、各学校へ提出が必要となります。

※ 前年の世帯の総収入額で審査いたします。前年の収入を申告されていないと受理とみなせず審査ができませんので、税務署または厚木市役所市民税課にて、**必ず申告を済ませてから申請書を提出**してください。（無収入の方も申告が必要です。）**申告がされ申請書に不備がなく、審査できる状況になった日が認定基準日となり、支給額にも影響しますので、御注意ください。**

4 申請期限 平成29年5月8日（月）までに学校へ

※5月8日（月）までに申請された方は、4月1日から援助の対象となります。期限以降の申請は途中認定の対象となります。**申請書に不備があった場合、審査できる状況になった日を認定基準日とし、審査いたしますので御注意ください。**

なお、途中申請は平成30年2月1日（木）が申請期限となります。

《お問い合わせ先》

【認定・支給・医療費・眼鏡作製について】 学務課 046-225-2650（直通）
【学校給食費について】 学校給食課 046-225-2683（直通）

就学援助制度の眼鏡等作製費助成のお知らせ

厚木市では、就学援助の一環として、小・中学校で等しく勉学に励むことができるように、児童・生徒の眼鏡又はコンタクトレンズ（使い捨て不可）の作製費用の助成を行っています。

眼鏡等作製費の助成を受けられる方は、次の1～3をすべて満たす方です。

- 1 準要保護児童生徒に認定された方（就学援助に認定された方）
- 2 学校の視力検査で眼科での検眼が必要であると認められた方
- 3 眼科専門医による検査の結果、眼鏡等の作製が必要であると認められた方

○ 助成の受け方

1 就学援助の申請

学校に就学援助の申請書を出す

4月～5月初旬、就学援助制度の申請を行ってください。

2 就学援助の認定

7月中旬、準要保護児童生徒に係る認定通知書が送付されます。
（「準要保護児童・生徒眼鏡等給付申請書」が同封されています。）

3 検眼

眼科に行く

認定通知書が届いたら、学校の視力検査の結果、1.0が見えなかった方で、眼鏡作製を希望する方は、

- ①「準要保護児童・生徒眼鏡等給付申請書」を持って眼科を受診し検眼をします。
- ②検眼の結果を申請書の「眼科医による検診結果記入欄」に記入してもらいます。

4 眼鏡等注文書の交付手続

教育委員会に行く

眼科での検眼の結果、眼科医が眼鏡等の作製を認めた場合は、「眼鏡注文書」を交付します。次の必要書類を御持参のうえ、教育委員会学務課（市役所第二庁舎4階）で手続きをしてください。

- ①「準要保護児童・生徒眼鏡等給付申請書」
- ②眼科の「処方せん」（コピー可）
- ③「認定通知書」
- ④学校からもらう「視力検査結果のお知らせ」

5 眼鏡等の作製

眼鏡店に行く

「眼鏡等注文書」を持って、厚木市内に店舗がある眼鏡店で、眼鏡等を作製してください。

※ 眼鏡等作製費は、10,000円まで教育委員会が眼鏡店に支払いしますので、眼鏡等の代金の負担はありません。ただし、眼鏡等作製費が10,000円を越えた場合はその差額分を眼鏡店にお支払いください。

○ 申請期限 平成29年11月30日（木）まで

○ 還付の場合の手続きについて

学校の視力検査の結果、就学援助認定前に眼鏡等が必要になった場合は、就学援助認定後に、交付手続きに必要な①②③④の書類のほか、次の⑤⑥⑦の必要書類等を御持参のうえ、教育委員会学務課で手続きをしてください。

眼鏡代金（10,000円上限）を還付します。（口座への振込までに1ヶ月程度かかります）

- ⑤眼鏡等の領収書原本（児童生徒名が記名されているもの）
- ⑥印鑑
- ⑦保護者名義の口座がわかるもの

○ 注意していただくこと

- 1 眼鏡店での検眼は認められません。必ず、眼科医による検眼を行い、処方せんをもらってください。
- 2 助成が受けられるのは、年度に1回限りです。
- 3 就学援助の認定日より前に購入された眼鏡は助成の対象となりません。
- 4 11月30日までに手続きができない場合（年度途中での就学援助申請等）は下記へお問い合わせください。

〈問い合わせ〉 教育委員会学務課（TEL225-2651）